

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	阿波市

阿波市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 阿波市産業経済部農地整備課
所在地 徳島県阿波市市場町切幡字古田 2 0 1 番地 1
電話番号 0 8 8 3 - 3 6 - 8 7 2 1
F A X 番号 0 8 8 3 - 3 6 - 8 7 6 2
メールアドレス nochiseibi@awa.i-tokushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・サル・シカ・カラス・カワウ・ヒヨドリ・スズメ ハクビシン・アライグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	徳島県 阿波市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値（金額 被害面積）
イノシシ	水稲	31.7万円 34a
	野菜（イモ、ニンジン等）	—
	果樹（ブドウ等）	—
サル	水稲	—
	果樹（ブドウ、桃、柿等）	—
	野菜（とうもろこし等）	—
シカ	水稲	11.4万円 12a
	野菜、果樹、タラ芽	—
カラス	果樹（ぶどう等）	—
	野菜（レタス、玉蜀黍等）	—
カワウ	魚類（アユ等）	—
ヒヨドリ	野菜（ブロッコリー、キャベツ等）	68.4万円 23a
スズメ	水稲	1.4万円 2a
ハクビシン	—	—
アライグマ	—	—

※被害数値の—は、被害はあるが現状では具体的な金額等は把握できていない。

(2) 被害の傾向

①イノシシ

水稲の食害の他、踏み荒らしやヌタウチによる稲の倒伏。被害区域も拡大傾向にあり、中山間地域以外の水田でも被害が発生している。また、イモ類、筍、大根等の食害は収穫時期に市内各地で発生している。ミミズや昆虫等を求め地面を掘り返す習性があるため、畦畔の掘り起こしや石垣の倒壊、またゴルフ場では芝が枯れるなどの被害がでている。近年では昼夜を問わず市街地まで出没し、人家への侵入や人への威嚇などの行動をとっており、人的被害等についても危惧される。

②サル

被害は通年発生するが、特に果樹については、春季から秋季にかけて被害が多い。夏季には稲穂の食害も発生している。近年では市街地まで出没し、人家への侵入や人への威嚇などの行動をとっており、人的被害等についても危惧される。

③シカ

山間部で増加傾向にあり、まれに平野部へも出没している。タラ芽などの食害のほか、野菜や果樹は葉や樹皮の食害による生育不良が発生している。

④カラス

果樹（ぶどう等）、野菜（レタス等）や穀類（トウモロコシ等）を中心に被害が発生している。作物はもとより、ビニールハウスや防鳥網に穴をあけるなど施設被害も発生しており、被害は増加傾向である。

⑤カワウ

吉野川水系に生息し、魚類（アユ等）の食害がある。

⑥ヒヨドリ

冬季から春季にかけて、野菜（ブロッコリー、キャベツ等）の葉物野菜が被害を受けている。竹林をコロニーとして近隣の畑の野菜類を食害している。なお、各年の漂鳥の数により被害は変動している状況である。

⑦スズメ

水稲への食害が発生している。

⑧ハクビシン

果樹（ぶどう等）への食害が発生している。

⑨アライグマ

果樹等に食害が疑われる痕跡がある。

(3) 被害の軽減目標

被害面積

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	34a	27a
サル	—	—
シカ	12a	10a
カラス	—	—
カワウ	—	—
ヒヨドリ	23a	18a
スズメ	2a	1a
ハクビシン	—	—
アライグマ	—	—

被害金額

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	31.7万円	25.4万円
サル	—	—
シカ	11.4万円	9.1万円
カラス	—	—
カワウ	—	—
ヒヨドリ	68.4万円	54.7万円
スズメ	1.4万円	1.1万円
ハクビシン	—	—
アライグマ	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>令和5年度～令和7年度</p> <p>○イノシシ、サル、シカ 箱ワナ、くくりワナ、銃による捕獲を実施。</p> <p>○カラス、カワウ、ヒヨドリ、スズメ 銃による捕獲を実施。カラスは捕獲檻による捕獲も実施。</p> <p>○ハクビシン、アライグマ 箱ワナによる捕獲を実施。</p>	<p>捕獲班である猟友会員の高齢化や猟銃所持者の減少による機動力、捕獲数の低下が懸念される。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>侵入防止柵や電気柵の設置を実施。</p> <p>令和7年度までの設置状況</p> <p>《ワイヤーメッシュ》 22地区 延長：約17,300m</p>	<p>防護柵等の設置により、被害が未設置地区へ移っていく可能性がある。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>県が定めている10月の鳥獣被害対策強化月間では、集落をエサ場にさせないよう管理をするようポスターや対策マニュアルを窓口に設置し生息環境管理等の対策を図っている。</p>	<p>生息環境管理の重要性は理解しているものの、住民の意見は捕獲要望が強いため、捕獲を優先せざるを得ない。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>○イノシシ、シカ対策</p> <p>銃器やワナ等による捕獲を継続するとともに、被害が多発している地域には防護柵等の設置を行う。</p> <p>○サル対策</p> <p>銃器やワナ等による捕獲を継続するとともに、被害が多発している地域では、移動式大型捕獲檻での捕獲を行う。また、動物駆逐用花火や爆竹等による追い払いを行う。テレメトリー調査やモンキードッグの導入などを検討する。</p> <p>○カラス、カワウ、ヒヨドリ、スズメ対策</p> <p>銃器や捕獲檻による捕獲を継続する。またロケット花火等による追い払いを行う。ぶどう等施設栽培の作物については、施設内への侵入を防止する対策を講じる。</p> <p>○ハクビシン、アライグマ対策</p> <p>ワナによる捕獲を行う。また、被害が多発している地域には防護柵等の設置を行う。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

阿波市各猟友会	猟友会と委託契約を結び、担当地区で捕獲を実施。
---------	-------------------------

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8	イノシシ、サル、シカ、カラス カワウ、ヒヨドリ、スズメ ハクビシン、アライグマ	捕獲檻の導入設置 狩猟免許取得の促進
9	〃	〃
10	〃	〃

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
県が策定したイノシシ適正管理計画、ニホンジカ適正管理計画に基づき、過去3カ年の有害捕獲、狩猟による捕獲数及び増減傾向をもとに設定。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ	220	220	220
サル	100	100	100
シカ	450	450	450
カラス	500	500	500
カワウ	20	20	20
ヒヨドリ	100	100	100
スズメ	100	100	100
ハクビシン	20	20	20
アライグマ	10	10	10
捕獲等の取組内容			
(イノシシ、シカ)	ワナ、銃による捕獲。有害捕獲、狩猟で対応。		
(サル)	ワナ、銃による捕獲。有害捕獲で対応。		
(カラス)	銃、捕獲檻による捕獲。有害捕獲、狩猟で対応。		
(カワウ、ヒヨドリ、スズメ)	銃による捕獲。有害捕獲、狩猟で対応。		
(ハクビシン、アライグマ)	ワナによる捕獲。有害捕獲、狩猟で対応。		

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
有害鳥獣による農作物等の被害防止のため、箱ワナやくくりワナ、散弾銃等の猟具を用いて有害捕獲を実施しているが、イノシシやシカなど獰猛な鳥獣に対しては、半矢の危険性があるため、射程距離が長いライフル銃を使用することにより、効率的な有害捕獲が可能となるため必要である。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ サル シカ	電気柵300m 防護柵1,000m	電気柵300m 防護柵1,000m	電気柵300m 防護柵1,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ サル シカ	侵入防止柵の維持管理について、地元管理の下、定期的に草刈り・見回り等を実施する。	侵入防止柵の維持管理について、地元管理の下、定期的に草刈り・見回り等を実施する。	侵入防止柵の維持管理について、地元管理の下、定期的に草刈り・見回り等を実施する。

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8	イノシシ、サル、シカ、カラス カウ、ヒヨドリ、スズメ ハクビシ、アライグマ	地域が追払いや集落点検等の被害防止活動に取り組めるよう支援する。 講習会等による被害対策の普及啓発活動を行う。
9	イノシシ、サル、シカ、カラス カウ、ヒヨドリ、スズメ ハクビシ、アライグマ	地域が追払いや集落点検等の被害防止活動に取り組めるよう支援する。 講習会等による被害対策の普及啓発活動を行う。
10	イノシシ、サル、シカ、カラス カウ、ヒヨドリ、スズメ ハクビシ、アライグマ	地域が追払いや集落点検等の被害防止活動に取り組めるよう支援する。 講習会等による被害対策の普及啓発活動を行う。

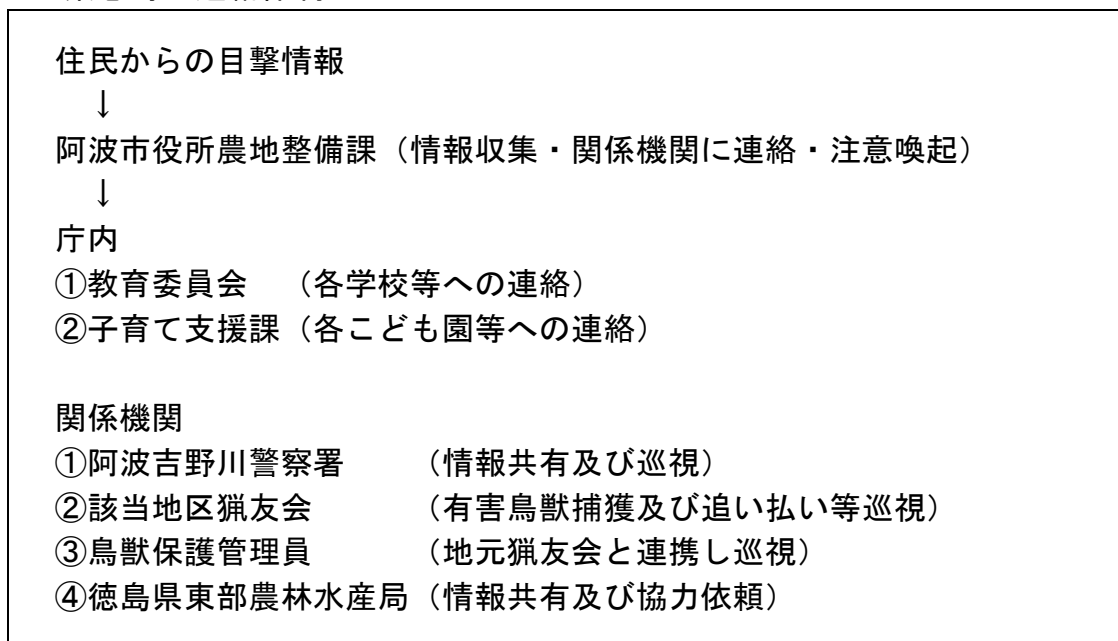
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

構成機関の名称	役割
阿波市農地整備課	事務局、関係機関に連絡・調整
徳島県東部農林水産局	鳥獣被害への助言・指導等の支援
阿波市猟友会（5支部） (阿波、阿波クラブ、市場、土成、吉野)	有害鳥獣関連の情報提供、有害鳥獣捕獲の実施 巡視
阿波市教育委員会	学校における安全確保
阿波吉野川警察署	情報提供、巡視

(2) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>イノシシ、シカ、ヒヨドリ、スズメは埋設処理及び自家消費。 サル、カラス、カワウ、ハクビシン、アライグマは埋設処理。</p>
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(2) 処理加工施設の実施体制

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	阿波市有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役 割
阿波市農地整備課	事務全般
阿波市内各JA	農作物の被害状況・捕獲機器の情報提供
阿波市内各猟友会	有害鳥獣捕獲
その他関係団体の長	地元被害の調査・情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
共済組合	農業共済制度による被害状況の提供
漁業協同組合	情報提供
森林組合	森林被害の状況報告
農業支援センター	鳥獣被害対策に対する助言及び指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

猟友会と連携、協力しながら捕獲及び追い払い等を行っている。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のために、防護・捕獲・地域の環境整備の3本柱を基本とした対策が重要であり、鳥獣被害を一人一人の問題と捉え集落をあげて取り組めるよう推進していくことが必要である。